

香芝市告示第91号

香芝市営住宅集会所管理要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

香芝市長 三橋和史

香芝市営住宅集会所管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市営住宅条例（平成9年条例第18号）第3条の市営住宅（以下「市営住宅」という。）の集会所（以下「集会所」という。）の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 集会所は、市営住宅に関する事務を所掌する課室が管理する。

(使用の範囲)

第3条 集会所は、市営住宅の入居者の福利厚生及び文化的行事のために使用する場合に限り、当該入居者が使用することができる。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用手続等)

第4条 集会所を使用しようとする者は、使用しようとする日の3日前の午後5時までに、市長に市営住宅集会所使用申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、集会所の使用を認めたときは、市営住宅集会所使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

3 市長は、第6条に規定する事項が遵守されないおそれがあると認めるときは、前項の規定による許可を取り消すことができる。

(使用時間)

第5条 集会所を使用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第6条 第4条第2項の規定により許可を受けた者（次条において「使用者」という。）は、集会所において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 集会所の施設、設備、備品等を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 火気を使用しないこと。
- (3) 喫煙しないこと。
- (4) 許可を得ないで酒類を飲用しないこと。
- (5) 物品の販売行為、政治的活動及び宗教的活動をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7) 使用後は、室内を清掃し、整理整頓を行うこと。

(損害賠償等)

第7条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、集会所の施設、設備、備品等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、市長の指示するところにより当該施設、設備、備品等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に香芝市営住宅集会所管理要綱を廃止する要綱（令和8年4月1日施行）による廃止前の香芝市営住宅集会所管理要綱（平成18年4月1日施行）の規定により集会所の使用の申請をし、又はその決定を受けている者は、この要綱の規定により集会所の使用の申請をし、又はその決定を受けている者とみなす。

第1号様式（第4条関係）

市営住宅集会所使用申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

市営住宅の集会所を使用したいので、香芝市営住宅集会所管理要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用の目的	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用する室	<input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 洋室
使用予定人数	
使用料の減免の申請	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (理由)
備考	

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



市営住宅集会所使用許可書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の集会所の使用について、香芝市営住宅集会所管理要綱第4条第2項の規定により、次のとおり通知します。

使用の目的	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用する室	<input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 洋室
使用予定人数	
備考	